

2020 August

※このカレンダーには、決算日等に関係なく全ての会社に共通する期日のみ記載しています。

日	月	火	水	木	金	土
2020 9 日 6 13 20 27	月 7 14 21 28	火 1 8 15 22 29	水 2 9 16 23 30	木 3 10 17 24 31	金 4 11 18 25	土 5 12 19 26
2 赤口	3 先勝	4 友引	5 先負	6 仏滅	7 大安	8 赤口
9 先勝	10 友引 山の日	11 先負 7月分の源泉所得税等の納付 雇用保険被保険者資格取得届の 提出(7月雇入分)	12 仏滅	13 大安	14 赤口	15 先勝
16 友引	17 先負	18 仏滅	19 先勝	20 友引	21 先負	22 仏滅
23 大安	24 赤口	25 先勝	26 友引	27 先負	28 仏滅	29 大安
30 赤口	31 先勝 外国人雇用状況届出書(7月分) 健康保険・厚生年金保険の保険 料納付(7月分) 労働保険の年度更新手続き等					

8 総務・経理のお仕事カレンダー 8月の税務と労務



税務

- 7月分の源泉所得税、特別徴収住民税の納付
→ 8月11日(火)まで
- 令和2年6月決算法人の確定申告と納付(法人税・消費税など)
★届出により申告期限の延長と見込納付制度あり(消費税を除く)。
→ 決算応当日(月末決算では8月31日(月))まで
- 令和2年12月決算法人の中間申告(法人税・消費税など)
→ 決算応当日(月末決算では8月31日(月))まで
- 3か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)が400万円超の法人)のうち9月・12月・3月決算法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では8月31日(月))まで
- 1か月ごとに消費税の中間申告をする法人(前年確定消費税額(国税)の年税額が4,800万円超の法人)のうち5月・6月決算法人を除く法人の中間申告と納付
→ 決算応当日(月末決算では8月31日(月))まで

労務

- 雇用保険被保険者資格取得届の提出(7月雇入分)
→ 8月11日(火)まで
- 外国人雇用状況届出書の提出(雇用保険の被保険者ではない外国人の7月雇入・離職分)
→ 8月31日(月)まで

- 健康保険・厚生年金保険の保険料納付(7月分)
→ 8月31日(月)まで
- 労働保険の年度更新手続き及び保険料等納付期限 **Check!**
★新型コロナウイルス感染症の影響により延長されました。
→ 8月31日(月)まで

- 申告、納付期限等の日が土曜日、日曜日、国民の祝日・休日に当たるときは、その翌日が納付期限等の日となります。

Column

テレワーク

新型コロナウイルス感染症対策でテレワークを実施する企業が増加傾向にあるため、テレワークに関する税務・労務上の主な注意点を記載します。

【税務上の注意点】

中小企業者等がテレワーク等のためにデジタル化設備を取得し、一定要件を具備した場合、設備の即時償却又は税額控除(取得価額の7%又は10%)ができます。詳細は国税庁ホームページ等をご参照ください(裏面でも解説しています)。

【労務上の注意点】

一定の中小企業事業主がテレワーク用通信機器の導入・就業規則の変更費用等、テレワークを実施するために要した費用の一定金額について助成を受けられる「働き方改革推進支援助成金」があります。詳細は厚生労働省ホームページをご参照ください。

また、IT導入補助金が受給できる場合もあります。詳細はIT導入補助金ポータルサイトをご参照ください。



で読める! 税務 基本のキ

公認会計士・税理士 溝端浩人 / 税理士 松本栄喜



「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置」について 第3回 テレワーク等のための中小企業の設備投資税制

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワーク等を導入する会社を支援するため、中小企業経営強化税制に新たな類型（デジタル化設備）が追加されました。中小企業者等が、「経営力向上計画」の認定を受けてテレワーク等のための通信機器等の設備を取得等した場合も、「中小企業経営強化税制」による特別償却（即時償却）又は税額控除（取得価額×7%（又は10%））の適用を受けることができます。

● 中小企業経営強化税制とは

青色申告書を提出する中小企業者等（適用除外事業者*を除く）が、平成29年4月1日から令和3年3月31日までの間に、認定を受けた経営力向上計画に基づき下記の対象設備を取得等し、事業の用に供した場合には、特別償却又は税額控除のいずれかの適用が認められます。

* 適用除外事業者とは、その事業年度開始の日前3年以内に終了した事業年度の12か月あたりの所得平均が15億円を超える会社をいいます。

類型	従来からの制度		拡充
	生産性向上設備 (A 類型)	収益強化設備 (B 類型)	デジタル化設備 (C 類型)
要件	経営力向上計画の認定		
	生産等活動の用に直接供される設備であること		
	生産性が旧モデル比年平均1%以上向上する設備	投資利益率*が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備
	一定期間内に販売されたモデルであること	—	—
確認者	工業会等	公認会計士又は税理士、経済産業局	認定経営革新等支援機関、経済産業局
対象設備	機械装置(160万円以上)		
	測定工具・検査工具(30万円以上)	工具(30万円以上)	
	器具備品(30万円以上)(試験・測定機器等)	器具備品(30万円以上)	
	建物附属設備(60万円以上)(ボイラー、LED照明等)	建物附属設備(60万円以上)	
	ソフトウェア(70万円以上)(情報を収集・分析・指示する機能)	ソフトウェア(70万円以上)	
税制措置	即時償却又は7%(資本金の額等が3,000万円以下の中小企業者等は10%)の税額控除		

* 投資利益率 = $\frac{\text{「営業利益+減価償却費」の増加額（設備の取得等をする年度の翌年度以降3年度の平均額）}}{\text{設備投資額（設備の取得等をする年度における当該設備の取得価額の合計額）}}$